

13 | 武蔵野美術大学遺失物取扱基準

平成 29 年 4 月 1 日現在

(目的)

第 1 条 この基準は、武蔵野美術大学（以下「本学」という。）の構内において拾得された遺失物の取扱いについて定める。

(遺失の届出)

第 2 条 学生生活チームは、遺失した旨の届出があつたときは、遺失届出簿に登録するものとする。

(拾得物の届出と受理)

第 3 条 本学構内において遺失物を拾得した者は、学生生活チームに届け出なければならない。

2 学生生活チームは、前項の届出があつたときは、拾得物届出簿に登録し、拾得物原票を作成した上で、拾得者に拾得物預り書を交付するものとする。ただし、拾得物中、ささいなものについては、簡便な方法により処理することができる。

(拾得物の公示)

第 4 条 学生生活チームは、届出のあつた拾得物について、公示する。

(拾得物の運用)

第 5 条 学生生活チームは、届出のあつた拾得物のうち、引取人の現れないものについては、別に定める取り扱い手続きにより学内処理する。

(拾得物の保管)

第 6 条 学生生活チームは、届出のあつた拾得物を安全かつ厳重に保管しなければならない。ただし、保管に適さないと認められるものについては、本学の判断に基づき処理するものとする。

(遺失者への通知)

第 7 条 学生生活チームは、遺失者が明らかなきは、掲示等適当な方法により通知をしなければならない。

(遺失物の引渡し)

第 8 条 学生生活チームは、遺失者に対し、学生証等身分を証明するものの提示を求め、かつ、遺失物の特徴、内容等を指摘させ、正当な権利者であることを確認した後、遺失物を引き渡すものとする。

2 遺失物の引渡しに際しては、遺失物法（明治 32 年 3 月 24 日法律第 87 号）第 4 条の規定により拾得者に対し報労金の給与義務があることを説明し、その給付を確約させるものとする。

3 前項の場合において、拾得者から拾得物預り書を受け取り、学生生活チームに届け出るよう指示するものとする。

(報労金)

第 9 条 前条第 2 項の場合における報労金については、遺失者と拾得者との話し合いに一任する。

(教職員が拾得した場合の権利の帰属)

第 10 条 本学教職員若しくはこれに準ずる者が、本学構内において遺失物を拾得した場合、その遺失物についての諸権利は本学に帰属する。

附 則

この基準は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、昭和 58 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 15 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

「武蔵野美術大学遺失物取扱手続き」

1. (学内での拾得物の) 保管期間は、6ヵ月14日(公示期間含む)とする。
2. 現金及び貴重品などについて保管期間(6ヵ月14日)が過ぎた場合の処理について
 - ①現金(含金券)の場合…学生の課外活動協議会費用として寄付する。
 - ②貴重品その他は、処分する。
3. 保管期間が過ぎた場合の取り扱いについて(処分について)

すべて、大学のものとして取り扱い、引き取り手がなかった場合には、大学の取扱基準によって処理をする。
4. その他自転車・オートバイ等について

落とし物ではないが、長期間放置してあるオートバイ及び自転車は、一定期間掲示及び張り紙などで引き取るよう周知を行い、引き取り手がない場合には処分する。

なお、これらは保管スペースがないためほぼ3～4ヶ月の猶予をみて処分するものとする。

附 則

この取扱い手続きは、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この取扱い手続きは、平成18年4月1日から施行する。

I
学籍・学費
事務手続

II
教育課程

III
学習方法

IV
Webの
利用

V
学生生活

VI
学習支援

VII
進路

VIII
組織

IX
資料